

令和2年6月16日
午前10時開議
議 場

1. 議事日程（第16日目）

日程第 1 一般質問

1. 小西 涼司君

(1) 新型コロナウイルス感染症による本市の事業への影響と対策について

2. 宮下 昌子君

(1) 会計年度任用職員の報酬支払い遅延について

(2) 特別定額給付金について

(3) 新型コロナウイルス感染症対策について

3. 田中 辰夫君

(1) 内航海運に対する支援について

2. 本日の出席議員は次のとおりである。（16名）

議長 園田 一博

1 番 木下 文宣 2 番 何川 誠 3 番 嶋元 秀司

4 番 田中 辰夫 5 番 何川 雅彦 6 番 宮下 昌子

7 番 高橋 健 8 番 小西 涼司 9 番 新宅 靖司

10 番 田中 万里 11 番 北垣 潮 12 番 島田 光久

13 番 津留 和子 14 番 桑原 千知 15 番 西本 輝幸

3. 本日の欠席議員は次のとおりである。（0名）

な し

4. 会議事件説明のため出席した者の職・氏名

市 長 堀江 隆臣 副 市 長 村田 一安

教 育 長 高倉 利孝 総 務 部 長 宇藤 竜一

企 画 政 策 部 長 花房 博 市 民 生 活 部 長 水野 博之

建 設 部 長 小西 裕彰 経 済 振 興 部 長 井手口隆光

健 康 福 祉 部 長 坂田 結二 教 育 部 長 山下 正

上天草総合病院事務部長 森 千壽 水 道 局 長 山本 一洋

5. 職務のため出席した者の職・氏名

議 会 事 務 局 長 海 崎 竜 也 局 長 補 佐 山 川 康 興
主 幹 倉 橋 大 樹

開議 午前10時00分

○議長（園田 一博君） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、これから、本日の会議を開きます。

日程第 1 一般質問

○議長（園田 一博君） 日程第1、一般質問。

通告がっておりますので、順次発言を許します。

8番、小西涼司君。

○8番（小西 涼司君） 皆さん、おはようございます。

8番、天政みらい、小西涼司です。

本定例会は、ほとんどの議員さんが新型コロナウイルス感染症に関連した質問をされております。執行部の皆さんにおかれましても、昨日に引き続いて、うんざりされていると思いますが、私も通告書のとおり新型コロナウイルス関連に関する質問をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。私どもの会派としては調整をしておりますけれども、他の議員さんと重複するところもありますので、そこらに当たっては、角度を変えて質問をしていきたいと思っております。

本市においては、新型コロナウイルス感染症対策に伴う特別定額給付金等に関して、4月に開催された全員協議会の中で、他の自治体よりも1日でも早く給付できるように頑張ってもらいたいというような議員からの意見がございました。その意見に伴って、執行部の皆様方の努力によって、他の自治体に遜色のないスピードをもって給付に至ったと、私も、そこらあたりは、もう大変執行部のほうにも感謝をしているところです。

専決処分に対して、一部議会軽視という指摘もありましたけれども、感染拡大の影響によりまして、各種業界が大きな打撃を受ける中で、各種支援制度にも早急に取り組みをされております。当市の各種団体においても大変感謝をしておりますし、規制が解除された中でですね、今、県内からも、個人の観光客あたりの宿泊も増えているということでございます。大変感謝をしているところです。

それでは、通告書に従いまして、質問1のほうから伺ってまいりたいと思っております。先ほどから

申し上げているように、特別定額給付金、または、各種支援制度、これまでに新型コロナウイルス感染症対策として計上した予算の総額は幾らになるのか伺いたいと思います。

○議長（園田 一博君） 総務部長。

○総務部長（宇藤 竜一君） おはようございます。よろしくお願ひいたします。

令和元年度一般会計では、補正予算（第8号）において、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う、農業、漁業者への金融支援策、感染症防止のための小学校の臨時休業に伴う放課後児童クラブ等の開所時間延長にかかる費用、保育園等へ配布する同ウイルス感染症防止のためのマスク等の購入費用など1,686万3,000円を計上いたしました。令和2年度一般会計においては、今定例会で専決処分の御報告と予算案を提案させていただいておりますが、補正予算第1号専決で、28億2,528万3,000円。第2号専決で、2億3,429万8,000円。第3号で1,489万9,000円の、合計30億7,448万円。また、令和2年度国民健康保険特別会計補正予算（第1号）において、201万3,000円を計上しております。

これら新型コロナウイルス感染症対策の予算総額は、30億9,335万6,000円でございます。

以上です。

○議長（園田 一博君） 小西涼司君。

○8番（小西 涼司君） 今、説明がありましたように、国からの定額給付金、特別定額給付金等が含まれておりますので、総額が30億超すということ。約31億に達するというところで理解をしておりますが、それでは、その新型コロナウイルス感染症対策の予算に対して、その中で市の負担は幾らになっているのか、お願ひしたいと思います。

○議長（園田 一博君） 総務部長。

○総務部長（宇藤 竜一君） お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症対策に要した予算総額は約31億円のうち、市の負担といたしましては、現段階では約2億2,200万円と見込んでおるところでございます。

以上です。

○議長（園田 一博君） 小西涼司君。

○8番（小西 涼司君） 市の負担が、今年度の今開催されております本定例会にあがってきている補正を含めて2億超すということで理解をします。これは、どの自治体も同じことでありまして、新型コロナウイルスがまさかこのように拡大するということは想像もしておられなかったと思いますけれども、現実として、ここまで世界的に広まって、それに対して投資するということは、これはもう仕方のないことでもありますし、あと、じゃあ、それに対して、今後どのような対策を講じていくかということの中で、今回質問もあげたわけなんですけれども。

じゃあ、そのコロナに充てたお金ですね。昨日もちょっと質問があってございましたけれども、今、新大矢野図書館等の整備や、樋合リゾート開発などの事業が、大型事業が行われております。新大矢野図書館等整備につきましては、昨日、西本議員のほうから質問がありまして、答弁のほうもされておりますけれども、その答弁の中で、合併特例債が令和5年で終了するので、その令

和5年までには事業を終了しなければならないということと、合併特例債の予算そのものが、コロナ対策等には利用できない、使用できないということで、新図書館の建設等につきましては、予定どおり実施をするというような答弁であったと思います。各地域から反対の意見も出ているようではありますが、昨日、答弁の中にもありましたように、現森記念図書館ですか。は、長年の老朽化も激しい。または、設置場所、坂道の中で、設置場所も人が寄りにくい場所でもありますし、行きにくいということで、今、四郎公園のほうで計画をされております。図書館という名称がつかますので、一般の方々は、図書館のみの建設ということでイメージが強いと思うんですけども、昨日説明があったように、多角的機能を持った図書館ということで、子供図書コーナーとか、歴史資料室とか、あといろんな学校教育を援助するとか、そのような別の視点から見た発信というか、図書館だけを前面に打ち出すのじゃなくて、ほかの機能を兼ね備えた図書館を建設しますよていうようなことを、もう少し市民に対して発信をしていくことが、この新図書館を建設する上での一つの流れというか、ができるのかなと、私は昨日質問を聞きながら思いました。

その当初の計画では、建物の一部を、崖のほうを擁壁として構造を強化して建物をつくるというような計画だったけれども、実際、基本設計の中では、その擁壁は別に構築するというのを少し聞いたんですが、そこは、教育部長。どのようになっておりますでしょうか。

○議長（園田 一博君） 教育部長。

○教育部長（山下 正君） おはようございます。よろしく申し上げます。

昨年度、この議会の席で、構想といいますか、プロポーザル前の段階で言いましたときは、そういうふうに擁壁、建物の一部を擁壁を兼ねてていうお話をさせていただきました。その後、プロポーザルを行いまして、その中で提案があったものは、全てのプランが擁壁を別に設けて、建物は独立させるというふうなところで提案を受けまして、現在、その中で契約をした業者さんと基本設計を進めているところでございます。

○議長（園田 一博君） 小西涼司君。

○8番（小西 涼司君） 私も、昨年ですか。新図書館建設等の話が出た、あったときに、一般質問に取り上げたわけなんですけど、実際、こういった建物をつくるときには、あとのメンテナンスとかがやりやすいような建物じゃなければいけないということも申し上げたと思います。そういった中で、今プロポーザル方式で入札をされた中で、全ての業者が、別に、擁壁と建物は別に工事をしたほうが良いというような提案だったので、そこは、専門家のほうから見てですね、やはり一帯にするよりも、別々に構築をしたほうが、構造的にも予算にはちょっとわかりませんが、有利だったのかなということで理解をしていきたいと思えます。

図書館建設に関しては、先ほど申し上げましたように、市民の皆さん方に、今後まだまだ理解を得なければならないので、引き続いて、先ほど私が申し上げました多角的機能を前面に押し出しながら、また、四郎公園一帯の整備ということで発信をしていただければと思います。

続いて、樋合リゾート開発についての質問に移ります。

これも、質疑の中で、現在、新設道路が工事をされまして、あと残っているのが、舗装と、交通安全施設、ガードレールが残ってるということの説明であったと思います。ただ、市としての工事は、皆さん御存じのように、そこまで進んでいるわけなんですけど、今回のコロナウイルス感染症によりまして、その事業者ですね、事業者の方が、ウイルスによって、やっぱり少しは事業に影響があったのかなという心配をしているところでもあります。私が、市長の議会開会日の行政報告の中で、予定どおり今進んでおりますので、令和4年1月の開設を目指して進んでいるというような行政報告もありましたけれども、いろいろとブライダル業界等のことをですね、私もネットのほうで調べてみますと、なかなかやはりコロナの話が出てから現在に至るまで、ブライダルのほうは行ったとしても家族だけとか縮小されておりますし、あと、ほとんど7割8割方が延期をされている状況でございます。ただ、中止ではないので、延期ということですので、将来的な見通しはつくのかもしれませんが、実際、このコロナがいつになれば終息するのか。一つの心配材料もあります。そういった中で、樋合リゾート開発について、予定どおり、今後、事業が進めていけるのか。企画部長ですかね、答弁のほうをお願いしたいと思います。

○議長（園田 一博君） 企画政策部長。

○企画政策部長（花房 博君） お尋ねありました樋合リゾート開発の進捗状況についてでございますけども、道路の整備状況につきましては、議員がお話ありましたように、舗装工事と安全施設工事、それは年度内の完成を目指して本市としては動いているところでございます。

御質問のありました施設関係でございますけども、宿泊施設等の整備を行うマリーゴールドホールディングスの今後の事業展開は、今回の感染症の影響もあり、着工時期は若干遅れる見込みではございますけども、施設のオープンは、予定されております令和4年の1月をめどに準備を進めていかれることを、このたび改めて確認はしたところでございます。

以上でございます。

○議長（園田 一博君） 小西涼司君。

○8番（小西 涼司君） 今、答弁のありましたように、予定どおり事業を進めていくということですが、これは、2019年の8月に、その事業者マリーゴールドさんのほうから出された工程表ですね。事業の計画書の工程表なんですけれども、予定とすれば、平成4年、開業準備が令和4年の1月で、オープンを3月ということで計画してあるんですが、工程表ですので、少しは工事の期間に余裕を持ってつくっておられるのかなと思います。そういった中で、このままコロナウイルスがおさまったとすればですね。十分この期間内には、計画どおり事業が進んでいくのかなと思いますけれども、ただ、東京でも、昨日、一昨日と、昨日が48名、その前が47名だったですかね。最近、またその感染者が増えております。また、中国の北京あたりでも、何か感染がまた広がってきているというふうなニュースも報道もされておりますので、今後、果たしてこのままコロナウイルス感染症が終息するのかが、少し心配なところもあります。ただ、もう願うのは、もうこのまま終息をしてほしいと思いますけれども、これは、もう専門家の意見を聞いた、専門家の意見もこれもネットで調べましたけれども、専門家の意見と

すれば、アンケート調査の中で千数百名にアンケート調査をした中で、そのうちの約3分の1の方、医師の方が、終息するのは、1年後の7月という意見が1番多いそうです。ですから、まだまだ、今少しは収まっておるかもしれないけども、この冬から来年の春あたりにかけては、まだまだ第2波、第3波が襲ってくる恐れもあると思っております。

私が言いたいのは、樋合のリゾート開発においては、職種が職種でございますので、事業者さんのですね。で、市のほうから、急かすのじゃなくてですね。そこは、こういった事態が発生したわけですので、少しは余裕を持って、少し遅れても構いません。ただ、事業者にとっては、1日でも早く竣工をして開業をするのが、その経営上一番いいことだと思いますけれども、そこは、市のほうも、ある程度猶予をもたせながら話し合いを進めていただきたいと思います。樋合のリゾート関係に関しては、これで終わりますけれども。

続いて、本市には、指定管理者制度で施設運営を行っている箇所が15カ所。15施設ですかね、あります。市の要請により、休業。市が休業を休館を要請した施設が相当あるわけなんですけれども、心配するのは、その休業期間中の収入の補償とかがどのようになっているのか、伺ってみたいと思っておりますけれども、これは、総務部長でいいんですかね。

○議長（園田 一博君） 総務部長。

○総務部長（宇藤 竜一君） お答えいたします。

指定管理者が運営する施設は、ミオ・カミーノ天草、スパ・タラソ天草、姫戸小島公園、大矢野総合スポーツ公園、松島総合運動公園など15施設あり、このうち物産館さんばーる等を除いた13施設の指定管理者に対し、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るため、市から休業を要請いたしました。市といたしましては、指定管理者が管理する公の施設において、施設利用の休止、事業の中止や延期など、感染拡大防止に向けたさまざまな対応によって生じた施設における減収等について、補償は必要と考えております。市と指定管理者との間で締結いたしました協定のリスク分担等に基づき、施設ごとに補償の範囲や内容等の協議を行っているところでございます。補償の対象となる経費としましては、市が要請した休業期間中の従業員の人件費や固定経費、収入減及び再開に要した費用などを想定しており、これら補償に関する補正予算を、9月定例市議会に提案する予定でございます。

以上です。

○議長（園田 一博君） 小西涼司君。

○8番（小西 涼司君） 施設によっては、施設によってそれぞれ形態が違いますので、一概にどうしますというのは、なかなか難しいのかなと思っておりますけれども、ちょうど5月の連休あたりにかかっておりましたので、商業施設等においては、1番かき入れ時ですね。収入のほう激減したのかなということもあります。

ただ、個別に、ちょっと伺っていきたいと思うんですが、ミオ・カミーノは、指定管理料は発生しないということで、当初計画がなされていたと思っておりますけれども、ただ、休業をお願いしたということは、市のほうでは、何らかの補償をしなければならないのかなと思っておりますけれ

ども、そのミオ・カミーノについては、どのようなお考えでおられますでしょうか。

○議長（園田 一博君） 企画政策部長。

○企画政策部長（花房 博君） ミオ・カミーノを所管しております企画政策部からお答え申し上げます。

今、議員の御指摘にもございましたように、本市と、本市が締結、休業中のミオ・カミーノの補償につきましてですけれども、本市と指定管理者の間で締結をしております協定書によりますと、本市からの補償額は、一定程度は生じるものと考えております。その際、従業員の人件費は補償の対象になると考えております。指定管理者であります九州産交グループと、シークルーズの2社が、その際、国からの雇用調整助成金も受給するということも考えられますので、その分は、本市の補償額からは控除した。つまり差し引いてお支払いすることになると想定をしております。まだ具体的な補償の内容範囲は、現在、指定管理者側と協議を行っていることですので、また改めて本件を予算計上する際に、詳細は説明をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（園田 一博君） 小西涼司君。

○8番（小西 涼司君） わかりました。

続いて、じゃあ、スパ・タラソ。これは、健康福祉部にあたりますけれども、これも、温泉から、プールからと、休館を要請しておりますので、どのような対応をされるのか。よろしいでしょうか。

○議長（園田 一博君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（坂田 結二君） よろしく申し上げます。

上天草市交流センタースパ・タラソ天草につきましては、令和2年4月6日から、16日から令和2年の5月31日まで臨時休館をしたところでございます。休業補償につきましては、指定管理者に対しまして、臨時休館の決定前に、新型コロナウイルス感染症に係る国の雇用調整助成金や、他の支援制度の活用についても検討するように促したところでございます。

また、協定書に基づき支払っている指定管理委託料がありまして、人件費を含む内容となっております。委託料の減額は、今のところ考えておりません。しかしながら、施設運営を行うための施設利用料の減につきましては、施設の管理経費及び休業前の営業状況を整理しまして、慎重に検討する必要があると考えております。

○議長（園田 一博君） 小西涼司君。

○8番（小西 涼司君） わかりました。じゃあ、時間のほうもあれですので、そのまま行きたいと思っております。大矢野総合スポーツ公園や、松島の体育館とかは、どうなっておりますか。これは、教育委員会だったですね。

○議長（園田 一博君） 教育部長。

○教育部長（山下 正君） 市の要請により臨時休館したことから、休館中の補償は指定管理者と協議するべきと考えているところでございます。実際、協議を始めているところでござい

ます。

○議長（園田 一博君） 小西涼司君。

○8番（小西 涼司君） 松島の運動公園においては、共同企業体、雄和会ですか。ということになっておりますが、ほかに、姫戸公園とか、白嶽とか、ほかの施設もありますけれども、これは、それぞれ形態が違うので、なかなかちょっと同じあれでは計算もできないと思うんですが、そこは、今後、また調整ということによろしいでしょうか。これは、あれが違うんですかね。公園のほうは、また違うのか。ああ、そうですね。受けた業者は同じだけど、その所管が違うということですよ。いいですか。

○議長（園田 一博君） 経済振興部長。

○経済振興部長（井手口 隆光君） すいませんでした。白嶽森林公園とか、小島公園、諏訪公園等につきましては、施設運営にかかる指定管理の管理料の算定が、総経費から収入で見込める額を差し引いたところを指定管理料としているところもございますので、その分につきましては、休館に伴い減収した中については、補償する必要があるのではないかとというところで、現在補償額の算定を行っているところでございます。

○議長（園田 一博君） 小西涼司君。

○8番（小西 涼司君） すいませんでした。私が、業者が同じだったので、つつい質問したわけですが、それでは、さんぱーるですね。さんぱーるのほうも、だいぶ痛手をおっておられるんじゃないかなと思うんですが、どのようなことで、今後、対応される予定でしょうか。

○議長（園田 一博君） 経済振興部長。

○経済振興部長（井手口 隆光君） 上天草物産館さんぱーるにつきましては、休業要請の内容等の確認と、九州管内の道の駅の運営状況というのが、随時、情報が入っておりましたので、そこら辺を考慮しながら、指定管理者と協議をしております。その結果、物産館全体を時短営業とするということと、4月18日から5月31日までの間、レストランのみを休業するというように決定したところでございます。その休業期間等の収入補償につきましてはですね、これも協議を行っておりますけれども、補償はしないと、補償なしということで決定してるところでございます。

○議長（園田 一博君） 小西涼司君。

○8番（小西 涼司君） それぞれ代表的なちょっと施設について伺ったわけですが、雇用調整助成金ですか。等の活用もありますので、すぐすぐには答えも出ないと思いますので、そこは、また、9月議会のほうでその報告なり、また、私質問なりをしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、じゃあ、5番目に移ります。来年度は、もうおのずとわかっておりますように、もう市税の減収は、もう避けられない状況だと思います。ただ、地方交付税については、減額がどうかと思ひてもいたんですが、昨日からの執行部の答弁によりますと、地方交付税のほうは、そう影響はないだろうというような答弁でありました。ただ、財政的には、厳しくなるのは間違いが

ない状況でありますので、その財政運営を、どのように今後考えていくのか、お願いします。

○議長（園田 一博君） 総務部長。

○総務部長（宇藤 竜一君） お答えいたします。

市税の減収は見込まれますが、地方交付税のうち、普通交付税につきましては、毎年度分として交付すべき総額に、国の財源不足が生じる場合、地方債の特例として、臨時財政対策債を発行して、総額が確保される仕組みとなっております。現時点においては、議員御指摘のとおり、影響は少ないものと想定しております。

しかしながら、税収の落ち込み等による歳入総額の減少に加え、今後、新たな生活様式を実践しながら、市民の命と経済の両立に取り組んでいくために、従来の行政サービスだけではなく、多岐にわたる対策を講じていく必要があります。当面厳しい財政運営を強いられるものと考えております。そのため、毎年行っている財政シミュレーションにおいて、令和3年度以降の市の財政状況を見込み、歳入に見合った歳出となるよう、健全財政を堅持してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（園田 一博君） 小西涼司君。

○8番（小西 涼司君） そうですね、1番目の質問にもしましたように、今、市の持ち出しが約2億円。まだ、今後ですね、いろいろな対策を講じられていくと思いますけれども、確かに、厳しいのは間違いない。ただ、市政を運営していく中では、それは、もうほかの市町村も同じでございますので、前向きにやっていただければと思います。

ちょっとここで、市長、今までの質問等に対して、市長の御見解を一度伺ってからですね。私も最後にちょっとまとめに入っていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（園田 一博君） 市長。

○市長（堀江 隆臣君） 財政的なことですか。

○8番（小西 涼司君） 含めた中で。

○市長（堀江 隆臣君） そうですね。今回の新型コロナウイルス数の対策ていうか、この今の状況というのは、当面、感染症のいわゆるその対策は必要と思っておりますし、やっぱりそのリスクは、常にやっぱり考えていく必要があると思っております。その上で、経済的影響というのは、戦後最大とも言われているように、今まで経験したことのない非常に危機的な状況にあるという認識はしております。

で、5月14日、緊急事態宣言解除以来ですね。自粛要請の解除も相まって、熊本県内においては、何となく落ちついた状況にあるのかなと思ってます。こういった流れが続いていけば、少しずつでも回復の基調が出てくるのかなという気はしてるんですが、今現在、今もなお、やっぱり金融機関の方の御意見としてはですね、やっぱり宿泊業が最大の影響を受けているということはおっしゃっておられます。

社会的に人の交流が制限されている以上、当面は厳しい状況が続くのかなというふうには思っておりますが、そういう危機的状況を鑑みてですね。やっぱり新しい生活様式に対する投資も

当然必要と思いますし、その上で、限られた財源ではあるんですけど、やっぱりこういう状況だからこそ、その財政調整基金を取り崩して投資するということは、必要があるというふうに思っていますし、そういったケースにおいては、躊躇なく判断をしまいたいというふうに考えております。

○議長（園田 一博君） 小西涼司君。

○8番（小西 涼司君） はい、わかりました。今回の新型コロナウイルス感染症、全産業への影響が著しいと、私も思っております。中小企業が全企業の90何%を占める中で、特に、中小企業あたりがとても厳しい状況に追い込まれているということで、ほとんどの産業に影響がある中で、これが、ウイルスがさらに長期化した場合にですね。やはり行政のほうでやっぱり手当てをしていかないと、なかなか厳しいのではないかと思っております。

最後に、まとめの中で、ちょっと私もこの皆さんに知っていただきたいというところもありますので、人類は、これまで何度も感染症のパンデミックを経験しておりますということです。その中で、一番大きかったのが、100年前にインフルエンザですね。これは、香港風邪、スペイン風邪と言われておりますけれども、このスペイン風邪がですね。に、今回のコロナウイルスは大変似ているという、発生の仕方とかがですね。ということです。そのスペイン風邪というのが、1918年3月から流行し始めまして、当時、世界の3分の1の人口、3分の1が感染した。で、数千万人が死亡したということで、致死率が2.5%とされておりますけれども、第一波は3月から6月まで続いて、収まったと思った、終息したように見えましたけれども、同じ年の9月から第2波がやってきたそうです。第2波では、1波よりも重症化する人が増えて、死者も大量の死者が出たということで、この流行は、翌年の3月以降、第3波まで続いたということでもありますので、今回も、コロナウイルス、そのインフルエンザに似たようなことということで言われておりますので、第2波、第3波が来るということを皆さんも肝に銘じて、今後、生活をしていったほうがいいのかと思っております。

そういった中で、最後になりますけれども、歴史は繰り返すということですね、まだまだ予断を許さない状況であるということ、私自身も肝に銘じて、今後、新しい生活様式の中で過ごしていければと思っております。

本日の一般質問を、これで終わりたいと思います。

○議長（園田 一博君） 以上で、8番、小西涼司君の一般質問は終わりました。

ここで、10分間休憩します。

休憩 午前10時39分

再開 午前10時49分

○議長（園田 一博君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

6番、宮下昌子君。

○6番（宮下 昌子君） 6番、日本共産党、宮下昌子です。

通告にしたがい質問いたします。

まず、会計年度任用職員の報酬支払い遅延についてです。

既にマスコミにも発表されていますので、皆さん御存じのことですが、5月15日に支払われるべき市の非正規職員224名の報酬が、事務処理が間に合わず、18日に支払われるという事案が発生しました。非正規公務員の働き方を変えるということで、今年4月から、会計年度任用職員制度に変わったためのシステムの操作に時間がかかったというものです。このことを私が知ったのは、支給日前日の14日夕方でした。臨時職員の方から、振り込みが18日になると電話がかかってきたが、支払いの予定があるので困る。どうしたらいいのかという半分泣き声の電話でした。それから、いろいろ問い合わせをしましたが、申しわけない。どうにもならないということでした。一体なぜこういうことが起きたのか。システムが変更になったのは、どこの自治体でも同じことです。しかし、他では、こういうことは発生していません。

まず、期日に支払いができないとわかったのはいつか。そして、その時どんな対応をされたのかお尋ねします。

○議長（園田 一博君） 総務部長。

○総務部長（宇藤 竜一君） よろしくお願ひいたします。

本市の会計年度任用職員の報酬の支給日は、上天草市パートタイム会計年度任用職員の報酬期末手当及び費用弁償に関する条例施行規則第6条で、毎月15日と規定しております。今回の報酬支払い遅延の事案は、会計年度任用職員の令和2年4月分の報酬について、5月15日金曜日を支払い日とし、本市の指定金融機関が指定する事務処理期限日である5月11日月曜日までに支払い事務が完了しなかったことから、支払い日を変更せざるを得ない状況となったものでございます。期限日である5月11日月曜日においては、支払い事務の作業中であり、5月15日金曜日支払いの可能性や、間に合わせるための方法等を検討いたしましたが、結果的に、5月15日金曜日に支払いができないことが、5月12日火曜日になってから明らかになりました。

以上でございます。

すいません。それと、どのような対応ということですが、5月15日金曜日に報酬の支払いができないことが明らかになった5月12日火曜日中に、支払い事務の完了のめどが立ったことから、5月13日水曜日に、再度、指定金融機関等を調整した上で、支給日を次の営業日である5月18日月曜日に変更することといたしました。

その後、最終的な支払い事務の調整を行った結果、5月14日木曜日に、5月18日月曜日の支払いが可能となることが確定したことから、総務課職員が、対象となる会計年度任用職員の勤務する各庁舎等に出向き、支払い日の変更に係るおわびの通知に支給明細書を添えて交付し、今回の報酬支払いの遅延について直接謝罪を行いました。なお、5月14日木曜日に、休暇または外勤等で不在の会計年度任用職員については、電話にて謝罪するとともに、お詫びの通知を郵送

いたしました。

以上です。

○議長（園田 一博君） 宮下昌子君。

○6番（宮下 昌子君） 事務処理が5月11日までにしなければいけなかったのができなくて、それが5月12日にわかったということですね。5月12日の、それは何時頃だったんでしょうか。わかったのは、朝からですか。はい。じゃあ、一応、5月11日、今では、5月11日までにできなかったということで、はい、わかりました。

それで、私も、市長も謝っておられますけれども、報道資料ていうのをいただきました。その報道資料の中にも、事故発生の原因ということで、4点挙げられています。その中で、そのシステムの操作に時間や労力を要したということ。それと、担当職員が当該事務に関する知識及び経験不足であったことということで、あと、上司のフォローと指導及び管理監督が不十分であった。関係職員の関係法令に関する知識が不足していたということで挙げてありますが、この、これを見て、担当職員は4月に異動してこられた方で、この事務に関する知識とか経験が不足していたということですが、これは、この事務をあたるに当たってわかっていたことなので、私が、やはり問題なのは、その担当職員に対する上司のフォローと指導及び管理監督。ここがやっぱ大きな問題だったんじゃないかなというふうに思います。

そこで、先ほど部長がおっしゃいました11日までにできなかったと。じゃあ、この5月11日までの間に、上司はどういうふうに、間でですね、その点検ていいますか、どうなってるのかとか、そういうことはされなかったのかということなんですけど。

○議長（園田 一博君） 総務部長。

○総務部長（宇藤 竜一君） よろしくお願ひいたします。

議員御指摘のとおり、原因としては、このように複数あったとしても、真の原因としては、やはり議員が御指摘されたように、組織としてやはりフォローがしっかりできていなかった。職員をちゃんと見れていなかった。そして、職員のちゃんと寄り添えてなかったとかいうところですね。そこが1番の原因だと、私たちもそういうふうに考えております。

で、11日わかるまでは、声かけとかはしてるんですけど、やはりその職員の本当に苦労してるという、大変という、その声にならない声をしっかり上司が拾えてなかったのが1番の原因だと思っております。

○議長（園田 一博君） 宮下昌子君。

○6番（宮下 昌子君） そこですよ。やはり若い職員の方ていうのは、事務的にもまだ慣れてなかったりとかあれば、なかなかこの自分が今やってることができないときに、特に、これは、ここに限らず、よその会社なんかでもそうですけど、昔に比べたら、今の若い人たちというのは、上司とか同僚にそういうことを相談するていうのが、なかなか昔に比べたらできない人が多いていうのを学校のほうでも聞きましたし、そういうことがありますので、ならば、やはりその上に立つ人が、絶えずその辺は、これは大きな問題ですので、そこをちゃんとしと

かななかったというのが、やはり私は1番大きな問題だというふうに思います。

最後に、関係職員の関係法令に関する知識が不足していたこととありますけども、これは、どういうことでしょうか。

○議長（園田 一博君） 総務部長。

○総務部長（宇藤 竜一君） 一つは、先ほど言いました規則でちゃんと決まってるのと、あと、労基法でちゃんと期日ていうか、支払いをですね。毎月1回をちゃんと期日を決めて支払わなければいけないとか、そういう関係法令の認識が不足してたというところがございます。

○議長（園田 一博君） 宮下昌子君。

○6番（宮下 昌子君） そうですね。総務課でその給料の計算とかするわけですから、やはり法令に関する知識が不足していたという、このことも私は納得できないんですよ。労働基準法をもちろん守らなくてははいけませんし、市の条例もあるわけですから、その辺のことは、ずっとこれまでも給料支払ってきているわけですから。その辺の知識が不足していたということも、ちょっと考えられないことじゃないかなというふうに思います。

この支払いが遅れるということについて、14日の日に各担当課へ行って、その関係する職員に連絡されたということですけども、その後、その臨時職員の方たちからの問い合わせがなかったのか。あれば、どんな内容だったのかを教えてください。

○議長（園田 一博君） 総務部長。

○総務部長（宇藤 竜一君） お答えいたします。

今回の報酬支払い遅延について、5月14日木曜日に、対象となる会計年度任用職員に対して謝罪を行った際、3件の苦情や問い合わせがありました。

その内容については、一つが、支給日の翌日に支払いを予定していた。もう一つは、口座引き落としができない。もう一つが、もっと早く連絡して欲しかったなどといったものでございました。苦情や問い合わせに対し謝罪し、何とか御理解いただいたと認識はしておりますが、大変申しわけないという思いであり、今回の事案は重大な問題として真摯に受けとめ、責任を痛感するとともに、深く反省しております。

○議長（園田 一博君） 宮下昌子君。

○6番（宮下 昌子君） やはり、今、3件ほどあったということですけども、本当にそうだと思います。先ほどから言われるように、法律ですね。労働基準法では、第24条の2項に、賃金は毎月1回以上、一定の期日を定めて支払わなければならないというふうになってあります。これは、明らかに今回の件は、この労働基準法において違法行為となるというふうに思います。今回、3日遅れの支払いというふうになりましたが、この労働基準法に違反しているということは、もうわかってることですから、これを何とか期日に間に合わせるためには、どうしたらいいかという、いろいろな方法があると思うんですが、ほかの方法は何かなかったのでしょうか。そこは考えられたのでしょうか。お尋ねします。

○議長（園田 一博君） 総務部長。

○総務部長（宇藤 竜一君） お答えいたします。

先ほど申し上げた5月11日月曜日において、5月15日金曜日の支払いに間に合わせるため、方法等をいろいろ検討いたしましたが、期日までに間に合わせるための支払い方法はございませんでした。

本市の支払いに係る事務処理については、通常は、財務会計システムにより、支払い対象者ごとに支払い伝票作成する方法ですが、今回の会計年度任用職員報酬をはじめ、職員の給与、介護給付費、生活保護費などは、支払い件数が多いものですから、それぞれの業務システムによって一括処理により支払い伝票を作成しております。5月15日金曜日の支払いに間に合わせるため、方法として、さきに述べた財務会計システムによる事務処理も検討いたしましたが、結果的に期日までに間に合わせる事ができないと判断したところでございます。

○議長（園田 一博君） 宮下昌子君。

○6番（宮下 昌子君） 上天草市の条例の中に、職員の給与に関する条例ていうのがあります。

ここの第2条の2項に、職員の給与は前条第2項及び第3項に定める場合を除くほか、現金で払わなければならない。ただし、職員の申し出により、口座振り込みの方法により支払うことができることがあります。今は、ほとんど口座振り込みの方法でされているんだというふうに思いますが、先ほど、3件のあれがあったと言われました。やはり皆さん、いろいろ給料が入ることを当てにして、口座の引き落としとか、例えば、15日に給料が入れば、その日に口座落としを予定しているとか、他の支払いを期日までに払わんといかんて予定しているという人達がいるんですよね。それであれば、この給料が報酬が入らなかったことによって、その日に自動引き落としができなかった人がいたのではないかというふうに思います。

例えば、そうなったとき、上天草市も市税とか国保税など引き落としなんかしてますが、この期日に引き落としができなかったら、市としてはどうされるんでしょうか。次の日には、多分、督促状を発送されるんじゃないかと思うんですけど、それは、部長に聞いてわかるのかな__、通告してないけんためですか。それは、普通のことだからわかるはず。

○議長（園田 一博君） 市民生活部長。

○市民生活部長（水野 博之君） 期日すぐということではなくて、一定の期間をあけて督促状を発送するというような形になるかと思います。

○議長（園田 一博君） 宮下昌子君。

○6番（宮下 昌子君） そうなんです。ちょっと聞いたところによると、引き落としができなかった、その次の日の日付で、督促料がついてきたていう話も聞いたんですけども、まあ、いいです。

ほかに電話料とかいろいろあります。かなり今は引き落としについては、少し遅くなったりすると厳しいということをお聞きしました。それで、この場合、御本人のミスではないわけですから、やはり、ここは、先ほど私も言いましたが、市の条例の中には、現金で支払わなければならないということに書いてありますが、現金で支払うということは考えられなかったんでしょう

か。

○議長（園田 一博君） 総務部長。

○総務部長（宇藤 竜一君） 基本的に、結局、現金で支払うにしても、このシステムを、財務会計システムで払うのを現金でということになりますので、ちょっとそちらも難しかったということですね。

○議長（園田 一博君） 宮下昌子君。

○6番（宮下 昌子君） ある方から言われたんですけども、こういうことは、やっぱり一般の会社では、もうあり得ないことだというふうに言われました。その対象になった臨時職員の方たちも職員ですから、なかなかそこは厳しく言えないところがあるんじゃないかというふうに思います。

例えば、一般の会社では、そういうときにどうするかというと、例えば、本当にその支払い予定があって困ってる人がいるということであれば、とりあえず5万なり10万なりをやって、通帳にこれを入れといてくれてと、そして、自動引き落としができるようにしてくれとか、そういうことを言うんじゃないかというふうにおっしゃいました。それで、やはりこの辺がですね、もう少し対応を考えるべきではなかったかなというふうに思うんですけども、市長に最後にお伺いします。

○議長（園田 一博君） 市長。

○市長（堀江 隆臣君） 今回の件については、弁解の余地はありませんので、お詫びするしかありませんが、いわゆる公金の取り扱いなので、非常に、先ほどおっしゃったように、私が民間企業の社長なら、本当に支払い滞ってる方であれば、5万でも10万でもですね、出せるお金をお貸し、前払いというか、お貸ししたいという気持ちも当然あるんですけど、あるんですが、やっぱり公金の取り扱い上、それは、それもまた法律に抵触するということになりますので、なかなか救済措置ができなかったというところになります。

今回、私も、こういうこと初めての経験で、改めてちょっとヒアリングというか、聞いてみたんですが、今年度に限らず、毎年やっぱり今5月15日までのその時期というのは、非常にやっぱり入力作業に大変な時間というか、労力が要するというのは、毎年のことだそうですね。今年は、会計年度任用職員という制度の変更もあって、さらに、その作業がまた複雑なものになった部分もあるのかなという気はしています。で、決して1人の職員だけの責任ということではなくてですね。総務部長も言っていました、やはり係、課、部のですね、やっぱり全体の責任として、対応を考えていかなければならないというふうには考えてます。今、ちょうど原因についてヒアリング等も行っておりますので、時期を見て、やっぱり今回に関しては、適正な処分と再発防止に向けて、また取り組んでまいりたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（園田 一博君） 宮下昌子君。

○6番（宮下 昌子君） 今、おっしゃいましたように、本当に今回のようなことは絶対にあつてはならないことだというふうに考えます。やはり、さっきも言いましたように、1番の問題

点ていうのは、やっぱ上司や、その担当課全員のフォローとか、そういうのがなかったということが、1番の問題だというふうに思います。やはり職員同士の声かけとか、あと、1人だけの負担にならないように、特に、経験の浅い人に対する指導、援助ていうものが、これは、今回これに限ったことでなく、よその課でもそうです。これまでも、いろいろなんか起きてますけれども、やはり同じ課の中でのお互いに声かけたりすること、そのことが1番やっぱり強力に今後していかなければいけないんじゃないかなというふうに思います。

ここは、特に、副市長の仕事の一つでもあると思うんですけども、職員を指導援助するということですね。今の副市長は、元の職員の方ですので、よく気持ちはわかられると思いますので、特に、若い人たちの職員の方の悩みとか、それとか、そういうのを言わなくても察するような、目配り、気配りみたいなのも、やはりここは副市長に、ぜひですね、その辺も協力してやっていただければというふうに思います。

では、次に移ります。特別定額給付金についてですけれども、これは、国が新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として、4月27日現在で住民登録している日本人、外国人に1人10万円を給付するものです。上天草市の場合は、市民2万6,432人に10万円ということで、26億4,320万円の給付金と、その他に事務経費などで約1,300万という説明を受けました。現在、既に振り込みも始まっています。大方の方が、もう振り込まれたのではないかというふうに思います。開会日の市長の行政報告では、5月29日時点で、給付対象1万1,512世帯のうち、1万219世帯から申請があり、そのうち8,823世帯、2万1,048人に給付が完了しているということでした。それからまだ進んでいると思いますが、現在の申請状況や給付状況について、現状をお伺いします。

○議長（園田 一博君） 市民生活部長。

○市民生活部長（水野 博之君） お答えさせていただきます。

令和2年4月27日を基準日とした本市の給付対象は、先ほど議員おっしゃられましたとおり、1万1,512世帯、2万6,434人となっております。6月10日現在の数値で述べさせていただきますが、1万1,122世帯、2万5,858人から申請手続が行われておりまして、1万851世帯、2万5,333人に対しまして給付を完了しているところです。6月10日現在の給付率としては95.8%となります。

以上です。

○議長（園田 一博君） 宮下昌子君。

○6番（宮下 昌子君） 給付世帯は1万851世帯、人数は2万何とおっしゃったですかね。すいません。もう一度。

○市民生活部長（水野 博之君） 2万5,333人です。

○6番（宮下 昌子君） 2万5,333人の方95.8%ということですが、そのほかに4.2%の人がまだということですが、現在申請された方に対しての振り込みは、もう終了したんでしょうか。それと、未申請者がいられる、おられると思いますが、未申請者数と

かわかりますか。

○議長（園田 一博君） 市民生活部長。

○市民生活部長（水野 博之君） 先ほど、給付を述べましたところで、残る271世帯525人対しても、6月17日には給付処理を完了して、昨日まで申請いただいている方についても、6月24日には振り込み処理を行う予定です。現在ですね、まだ未申請の方についても、昨日時点で307世帯残っております。

○議長（園田 一博君） 宮下昌子君。

○6番（宮下 昌子君） 未申請の方、307世帯ということですが、じゃあ、この方たちに対しての対応というのは、どういうふうにするのでしょうか。

○議長（園田 一博君） 市民生活部長。

○市民生活部長（水野 博之君） 未申請者に対しましては、6月中に申請書類の再送付を予定しております。申請期限が8月11日までとなっておりますので、そこまでに手続を済ませられるよう周知の方を行ってまいります。また、未申請者の中には、住民票の異動を行わないままに、居住地を変更している給付対象者がいることも考えられますが、確実に申請書を送達し、給付漏れが生じないように取り組んでいく所存です。

○議長（園田 一博君） 宮下昌子君。

○6番（宮下 昌子君） 最初に、この申請書を市が送付しましたよね、各家庭に。そのときに、郵便が届かないで返ってきたというのもあるのでしょうか。

○議長（園田 一博君） 市民生活部長。

○市民生活部長（水野 博之君） 今の御指摘ですけれども、宛てどころなしというところで、返送されてきた郵便物については、17通確認しております。

○議長（園田 一博君） 宮下昌子君。

○6番（宮下 昌子君） わかりました。限りなく100%に近い人たちに給付されることが望ましいんですけども、今、部長がおっしゃったように、8月の11日、受け付け開始から3カ月以内となっておりますからね。8月11日ぐらいが締め切りだということですが、ぜひですね。あらゆる努力をしていただいて、100%給付に近づけるようにしていただきたいというふうに思います。

次に移ります。新型コロナウイルス感染症対策についてですけれども、これは、もうずっと皆さんも質問されてきてますので、私が通告していた中にも、もう前に質問でわかったこととかがありますので、ちょっとその辺は省いてしたいと思います。

この新型コロナウイルス問題は、世界中に大きな衝撃を与えました。現代社会だからこそ、世界的に大流行してしまったし、今後も、新たなウイルス感染拡大は、あり得るという覚悟を持って対応しなければならないものだと思います。過去に起こった天然痘やペストなどの感染症、インフルエンザは毎年流行しています。しかし、今回の新型コロナウイルスのようなパンデミックが発生してから、これほどのスピードで全世界に拡散することを想定した人は、想定していた

人はいなかったと思います。私たちがこれまでに経験したことのないことが起こっているのです。

まずは、何をさておいても、住民の暮らし、命を守ることに全力を尽くさなければなりません。国や市でもさまざまな支援が打ち出されていますが、影響を受けている人たち全ての人が救われるような支援でなければなりません。

まず、国の制度である持続化給付金についてお尋ねします。この持続化給付金は、今、テレビなんかでも、なかなか申請ができない。お金が届かないとかいうふうの出ていますけれども、この手続きが、なかなか難しいというふうにお聞きしました。この件については、市としては、申請の援助はされているのか。まず、お尋ねします。

○議長（園田 一博君） 経済振興部長。

○経済振興部長（井手口 隆光君） よろしくお願ひいたします。

国の持続化給付金につきましては、申請方法がインターネットのみという形となっておりますので、機器の操作等に不慣れな方であったり、申請作業がですね。今おっしゃいましたけど、うまく進まなかったりということで、難しいというふうに感じておられることかなと思っております。市では、事業者からの相談に対しまして、国の手引きを使い、説明し、必要書類の準備等の援助は行っております。事業者がインターネット環境をお持ちであれば、商工会では、実際の申請作業を事業者と一緒にしているというふうには聞いているところです。申請のためには、まず、インターネット環境の確保が必須でありますので、御家族や身近におられる方の詳しい方がいらっしゃれば、その方々にちょっと援助をいただけるか。また、必要書類を準備されまして、国が天草市民センターに設置しております申請サポート会場等を利用していただきたいなというふうには、考えているところでございます。

以上です。

○議長（園田 一博君） 宮下昌子君。

○6番（宮下 昌子君） サポートセンターも電話で予約してしないといけないということで、なかなか営業している方達が、うまいぐあいにお互いのあいてる時間とかいうのでできないということで、なかなか苦慮しておられるようです。県でも、これに関しては、アドバイザーを派遣しますということで、県からも、社会保険労務士を派遣しますよということでやっておりますので、そういうのも利用されたらいいのかなというふうには思います。

市では、そういうふうに、県のということですが、荒尾市では、市独自で社会保険労務士を商工会に派遣しているそうです。もちろん、これは、商工会の会員以外の方も利用していただいているそうですけれども、市で独自にそういう方を派遣しているということですので、ちょっと現状を少し把握していただいて、本当に大変であるならば、その辺も市で考えたらどうかというふうに思います。社会保険労務士さんも少ないし、お忙しいことだと思いますが、これは、毎日ね、そこに常駐しなくても、何曜日の何時から何時までとか決めてすればできることではないかと思っておりますので、ぜひ、業者の皆さんの現状が今どうなのかというのを把握して、これは早急にしないと、本当にお店をしている人たちは困っておられますので、その辺は、ぜひ市で

も今の現状を把握していただいて、支援すべきは、ぜひ、ほかの市の状況も聞きながら支援していただきたいというふうに思います。何か資料を集めたりするのが大変みたいだし、全部パソコンでしないといけませんからね。大変だというふうに思います。

次に、時間が足りないので、休業要請された市の指定管理施設のことについては、補償をどうするかということは、先ほどの小西議員の質問に出てきましたので、9月定例会市議会に提案するということですので、ぜひ、お願いしたいというふうには思います。

次に、奨学金制度ですが、これも通告しておりました。昨日、市の広報が届いたんですけども、広報に返済猶予をするということで、令和2年7月から令和3年3月まで猶予するというので載っておりましたので、これも聞かなくていいかなと思いますが、現状で一つだけ、このコロナの影響によって返還が遅れてる人がいるというのわかりますか。

○議長（園田 一博君） 教育部長。

○教育部長（山下 正君） よろしく申し上げます。

市奨学金の4月から5月までの償還状況といたしましては、数件の遅れは確認されておりますが、例年と同様程度であり、新型コロナウイルス感染拡大による経済的な理由で遅延しているという償還者からの申し出は受けてはおりません。よろしいですか。

○議長（園田 一博君） 宮下昌子君。

○6番（宮下 昌子君） 広報とかホームページで返済猶予のことも書いてありますので、よかったかなというふうには思います。

次に、専決処分によって、いろんな支援も実施されておりますけれども、今度、専決になったクーポン券のことについて、ちょっと質疑でもいたしましたけれども、このクーポン券の発行といますか、がですね、商工会とか飲食店組合とかの五つの組合にということでしたので、この組合に所属していない、入っていないとお店とかもあるんじゃないかということでお聞きしましたが、市内の全事業所数が1,577店と答弁されましたが、それは把握してないということのお答えでした。しかし、その加盟していないお店がかなりありますので、この市からする支援というものは、皆さんに不公平にならないように、支援、給付されなければならないと思いますので、今後、この支援が受けられなかった店舗というものに対しては、どう支援していくのかというふうなことは、いかがお考えでしょうか。

○議長（園田 一博君） 経済振興部長。

○経済振興部長（井手口 隆光君） お答えいたします。

地域経済ですね。市民の生活を支えてくださる事業者の皆様は、どの産業の事業者の方も大切な存在であります。そこは、もう理解してるところでございます。今回のクーポン券の事業につきましては、この間の質疑でもお答えしましたように、各商工団体に対しまして支援をするような形でとっております。今、その商工団体にそれぞれ所属されていない事業所につきましては、やはり地域を盛り上げるためにも、一緒になって活動していただきたいというような私たちの思いもありまして、できれば各商工団体に加盟をしていただきながら一緒に活動していただければ

と願っているところでございます。

最終的には、時期をずらしたりとか、いろんな工夫はしてまいろうかというふうには思っておりますけれども、まず、一緒に行動していただけるように各団体からも呼びかけをしていただければと願っているところでございます。

なお、今、現在、アンケート調査を商工会を通してまとめているところでございますので、そこら辺の声も十分把握した上で、分析しながら、今後、やっぱり生かしていかなければいけないなというふうには考えております。

以上です。

○議長（園田 一博君） 宮下昌子君。

○6番（宮下 昌子君） 今、アンケートも商工会を通じてやってるということですが、この間の答弁で、事業所数が1,577店あるということでしたので、この1,577件の方たちには、全てアンケートが届くように、で、アンケートに答えていただけるようにしなければなりません。商工会を通してやると、商工会の会員さんだけにしか行かないかなというふうにも思いますので、できればそういうふうにしてアンケートはとっていただきたい。

やはり先ほども言いましたように、今度のこのコロナの問題ですが、終息もまだわかりません。今後どうなるかもわかりません。もっともっと大変になるかもしれません。それで、やはり行政として考えることは、ここに住んでいる人たちが、どう暮らしを守っていくか。人たちの暮らしをどう守っていくかということですので、その点においては、不公平になってはいけいけいというふうに思いますので、ぜひ知恵を出し合い、また、よその行政のどうやっているかといういろんな情報を仕入れて、そして、ぜひ、この専門家などの意見も聞きながら、救済から漏れる人がないような施策を、今度ですね、今後打ち出していただきたいというふうに思います。

私たち議会としても、当然、行政と一緒に、このコロナには立ち向かっていかなければならないと思いますので、ぜひ、この救済から漏れる人がないというふうにしていただければいいかなというふうに思います。

これで、私の質問を終わります。

○議長（園田 一博君） 以上で、6番、宮下昌子君の一般質問は終わりました。

ここで、10分間休憩します。

休憩 午前11時29分

再開 午前11時39分

○議長（園田 一博君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

田中辰夫君から資料の配付について申し出がありましたので、会議規則第157条によって、これを許可します。

4番、田中辰夫君。

○4番（田中 辰夫君） 4番、田中辰夫でございます。

議長からの許しが出ましたので、通告書どおり質問をしていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

ちょっとマスクしてる関係ですね、声が通らない部分がありますけど、そうですか。声だけは元気よくやっていきたいと思っております。

まず、最初に、今回は、内航海運に対する支援ということでお聞きいたします。

1番目に、本市に事業所を置く内航海運業の事業所の数、船舶の数及び船員の数をお願いいたします。

○議長（園田 一博君） 経済振興部長。

○経済振興部長（井手口 隆光君） よろしくお願いいたします。

市で把握できておりますのは、熊本県海運組合と、全日本内航船主海運組合に加入されている事業者についてだけでございますので、この二つの組合での数字でお答えさせていただきたいと思っております。

令和元年10月1日現在での事業所数は84社で、船員数は685人となっております。年代別の船員数ということでございますので、お答えいたします。30歳未満が114人、30歳代が83人、40歳代が136人、50歳代が159人、60歳代が170人、70歳以上が23人であるところでございます。

なお、船舶数は、令和2年4月1日現在で115隻でございます。

以上です。

○議長（園田 一博君） 田中辰夫君。

○4番（田中 辰夫君） 私はですね。ほぼ同じような内容で、平成23年の6月議会に、ほぼ今回の通告書みたいなことをあげております。その当時、上天草市における事業所の数が114、船舶数が148隻、船員数は599人ということでお答えをいただいております。今回は、熊本海運組合さんで84社、船籍数は69隻でよかったですかね。60幾つだったですか。船の数は、これは、私は、全部ででしょ。熊本海運組合さんのホームページで見れば、船籍数は69隻になっておりました。

それと、言われる三角にあります内航海運協同組合さんのほうが35社で、船の数が48隻ということでお聞きをしております。

一般的に国土交通省が調べている中では、小規模事業者というのは、ほとんどこの上天草市に関連する船舶関係は小規模事業者ということになります。これは、小規模事業者というのは、船を3隻未満、また、雇用側の船員が20人未満という事業所でございます。国土交通省の調べによりますと、小規模事業者においては、50歳以上の船員が、それ以外の事業者に比べて割合が高いと。特に、内航貨物においては、60歳以上が30歳未満の割合を大きく上回り、また、50歳以上の船員で6割を占めているということを国土交通省のところで書いてございました。

いつも言いますとおり、非常に船員が不足しております。そういう中で、船の数も減ってはきましたけれども、その分、船の大きくなっております。最初は、私が調べたところによると、523トンぐらいだったの、ちょっと待ってくださいよ。ちょっとお待ちくださいね。ちょっとこれ違う。すいません。先ほど言いましたとおり、50歳以上の船員で6割を占めてるといって、これ非常に問題があります。これは、前も何回か言ったことがございますが、こういうことで、本市はいろんなことについて内航海運業に対して取り組んでいただいております。その中で、振興のために市として取りくんできたこと。または、その効果はどのように捉えていらっしゃるでしょうか。よろしく申し上げます。

○議長（園田 一博君） 経済振興部長。

○経済振興部長（井手口 隆光君） お答えいたします。

本市において、内航海運業は基幹産業の一つであることから、海運振興対策は市の重要施策として位置づけております。本市の内航海運業の現状は、船員の高齢化が著しく、今後、大量の退職者が予想されており、中長期的な船員不足が危惧され、船員を志す若年者を確保して、育成することが急務となっているところでございます。

先ほど、議員がおっしゃられたとおりです。

市としては、内航海運業の振興を図るため、次のことをやっております。平成28年度に、産学官金からなるメンバーで構成する上天草市海運業次世代人材育成推進協議会を設置しております。次に、この協議会のメンバーで、市内外に海運業の果たす役割や魅力などを積極的にPRし、船員確保などの対策を検討した上で、担い手不足の解消と経営の安定、拡大を図ることを目的に、海運振興対策にかかる六つの補助制度を創設しております。次に、定期的に、市内の小学校、中学校、上天草高校生を対象とした海運業等に関する出前講座を実施するなど、海運業振興に関する取り組みを強化してきたところでございます。

その結果、各種補助制度を活用しまして、各海運事業者が、積極的に新規船員の確保に動き出したり、子供たちが出前講座を受講することで、受講したことで、船員や海運業のイメージが明確化され、船員を志す子供がふえてきたりと、効果が出ているところでございます。

平成30年10月には、634人であった船員数が、令和元年10月には、685人へと増加していることから、これまで地道に取り組んできた成果が徐々にあらわれているものというふうと考えているところでございます。

以上です。

○議長（園田 一博君） 田中辰夫君。

○4番（田中 辰夫君） はい、ありがとうございます。確かに、上天草市は全国の中でも、この海運業に対しての手厚い保護されているのは、もう皆様御承知のとおりだと思います。私も、もともと船員でありましたけれども、やっぱりこの上天草市におきましては、大きな産業であります。と私は思っております。現実そうだと思います。この手厚い海運振興対策をいただいたおかげで、今、部長が申されましたとおり、若手の船員の確保、事業所に対する補助等あり

まして、若手の船主といいますか、事業所の社長さんたちが寄り添って、いろんなマリン同志会というのをつくっていらっしゃいますけども、いろんな多方面のに向かって、向けて勉強会を定期的にされていらっしゃいます。これももちろん船の関係、条例の関係から、いろんな先読みの情報から、船の整備に関する事、いろんな地球環境の問題等もありましてですね。そういうのをいろんな大きな、大きな目で、いろんな項目を持ってやっています。非常に、これは全国的にも規模的には結構大きな規模だと思います。こういう若手、特に若手の事業者の方が頑張ってもらえることも、一つの若い人が増えた要因だろうと、私も本当に感謝しているところでございます。

そういう中で、私も上天草市にとって基幹産業と思っている内航海運業に係るですね、の納める税収額、また、この税収額は、上天草市のどれくらいを占めているのかをお願いいたします。

○議長（園田 一博君） 市民生活部長。

○市民生活部長（水野 博之君） よろしく願いいたします。

比較的、すいません。把握が比較的容易な固定資産税と法人市民税の二つの税目について、回答させていただきます。

令和元年度の内航海運業に係る船舶及びそれに付随する機材関連工事費等の償却資産の固定資産税額は4,417万7,000円となっております。令和元年度の本市固定資産税総額は10億7,678万2,000円であり、そのうち、償却資産に、償却資産による固定資産税額は2億9,365万5,000円となっております。したがって、内航海運業に係る固定資産税の占める割合は4.1%、償却資産に占める割合は15.0%となっております。令和元年度法人市民税の収入済額は1億533万4,000円となっております。そのうち、内航海運業に係る法人市民税は、税額は1,012万3,000円でありまして、法人市民税に占める割合は9.6%となっております。

以上です。

○議長（園田 一博君） 田中辰夫君。

○4番（田中 辰夫君） 詳細にお答えいただきまして、ありがとうございます。

私が先ほど言いましたけども、平成23年に質問したときの、この当時の部長さんの答えがですね、11億1,346万円と言われました。そのときの全体の税額は1,961万円、全体の1.76%と言われました。その中で、今も詳しく答えていただきましたけども、船の場合は、固定資産税、市の法人税もですけども、ここに乗っていらっしゃる船員さんの給料、所得ですね。に対する市民税とか、または、私が見る限りでは、船員さんたちは、ほとんど自分の家をつくって持っています。固定資産税も相当な金額。ほとんどは、一般的に大きな家です。それに、阿村地区で言いますと、3人以上もって来てます、子供。そういう面に対する市にですね、相当の貢献をしてると。私は、この税額だけで判断すべきものじゃない。これは、前回質問したときも、部長はちゃんと答えていらっしゃいます。船員の方も一般的に給与は高いということでございますので、一部の方は、市外におられるということでございますが、市民税もそれに伴い高いと思いますので、船舶の果たせる役割というのは、当市にとって大変大きなものがあるのではな

いかと思っておりますというのを、その当時の部長も答えていらっしゃいます。私もまさしくそうだろうと思います。

船の場合は、もうはっきり言って、よそから持って来て納めるだけの仕事ですね。今はですね、皆さん御存じとおり、休暇等もあって休みも結構とれますんで、やっぱりたまにはゴルフしたり、食べたり飲んだりとか、いろんな面で給料が良いということもあるかもしれませんが、いろんな面で多方面にお金を回されていらっしゃるということが現実です。そういう中ですので、税額だけでは判断できないところも、私はあると思っております。

それでは、4番目に、市内の港湾施設で市または県が管理する港の内訳、また、それぞれの係船料はどうなっているか、お願いいたします。

○議長（園田 一博君） 経済振興部長。

○経済振興部長（井手口 隆光君） 港湾施設で、県、市が管理する港の内訳ということでございますので、お答えいたします。

市管内における港湾施設につきましては、熊本県管理港湾が、三角港、合津港及び姫戸港の3港でございます。そのうち、本市が使用占有許可の権限を移譲されている港が、合津港と姫戸港の2港でございます。また、市管理港湾につきましては、上天草港1港、これが10港区にわかれますけれども、の港があるということでございます。

船舶の係船料につきましては、熊本県港湾管理条例第6条及び上天草市港湾管理条例第6条の規定により、総トン数1トン当たり、係留時間24時間までごとにつき、5.17円。これは消費税込みでございます。となっております。

以上です。

○議長（園田 一博君） 田中辰夫君。

○4番（田中 辰夫君） 今の答弁によりますと、これは、県も市も係船料は1トン当たり5.17円ということですのでよろしいですか。次5番に入りますけれども、この新型コロナウイルス感染症の影響によって、内航海運業の業績も非常に悪化をしております。経済情勢の先行きが見えない中、流通業界の停滞により、船舶の係船が増えると考えております。現実、もう合津港にも泊まっておりますし、三角港にも泊まっております。

船の場合は、陸上の場合と違いまして、陸上は、3月か4月ぐらいから影響が出ておりましたが、船は若干遅れておまして、現実の問題としては、5月、5月以降が顕著に見られる状況だったと、私は思っております。船の場合は、どうしても陸上が止まるまで、ある程度動いた2カ月か3カ月の時間がずれております。その分、もしもですね、陸上の企業が動き出したと言っても、また、2、3カ月ずれる。絶対在庫が残っておりますので、その分が絶対ずれていくんです。だから、そういうところわかってですね、今から言ういろんな事情のことを考慮した上での長い目で見ていただかないと、陸上がもうよくなったから、もうよかですという訳には、私はいかない。

そこは、わかっていただいたところでのお願いでございますが、この係船料、たかが5円と言

いますが、今のほとんど船は、上天草市の船が500トン、499と言います。499、今は、昔は199と言いましたけれども、今は、もう299になっております。新しい船は、ほとんど299に上がっておりますし、そういう中で、まあ、500トンで計算した場合にですよ。5円で2,500円ですね。2,500円の30日ですよ。7万5,000ですよ。この7万5,000円をぜひね、これを減免市のほうでできないか。それと、今は、船を泊めるにしても、港には基本的には1人人間を置かないかなんとですよ。これは、実際は、地元泊めとる船はいらない船もありますけど、現実、実際は、1人は置かなんとですよ。1人置くということは、そこには、水も食料も必要になってくるわけですよ。だから、こういう三角港とか、合津港、または、姫戸港においてはですね。恐らく給水の準備もしてあるんですよ。だから、その係船料はもちろんです。給水のほうも免除できないかということは思います。なぜ、船の場合は、もう金額がけた違いですよ。新造船つくるのは、私も何隻大分行きましたけども、7億、10億の話ですよ。古い船と言っても、やっぱりまだ償却は大体15年みてありますので相当な金額であります。

そういう中で、やっぱりいつ終わるかわからないことを考えると、せめてこの基幹産業である内航海運業に対して、支援ができるのは、この係船料とかですね。私は、水、給水の飲料水ぐらいの免除はできないかなということをお聞きいたします。

○議長（園田 一博君） 経済振興部長。

○経済振興部長（井手口 隆光君） はい、ご質問の件についてお答えいたします。

内航海運の状況につきましては、5月中旬に九州地方海運組合連合会が来庁されまして、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う流通量の減少で、関連業者が順次休業するというような説明を受けておりまして、あわせて、上天草市管内の港に寄港する船舶の優先的係留についてということで要望を受けております。その中で、熊本県が管理します港湾におきましては、新型コロナウイルス感染による影響により、利用者数の減少を踏まえ、これ新聞に載りましたけども、定期かつ安全な運行の維持を図るため、本感染症が終息するまでの間、定期旅客船の使用料については、当面6カ月間、これは、本年3月から当面8月までということでありまして、その分の使用料に該当します。の徴収期間猶予を実施しているところであり、定期旅客船以外の港湾施設使用料についても、同様に検討されているというふうには聞いております。

また、市が管理します管理港湾につきましては、係留する船舶で減免申請があった場合は、これは、やっぱり感染症の影響によってということでございますけれども、港湾施設使用料を免除することとしているところでございます。

また、給水につきましては、先ほどお聞きしたばかりで、ちょっと今後、検討してまいりたいというふうに思っております。なお、熊本県海運組合をはじめ、3組合からですね、県知事あたりに免除の陳情を行われているというようなお話も聞いておりますので、そこら辺は熊本県の動きを注視してまいりたいというふうに思っています。

また、海運組合の理事長さんからは、定期的にやはり情報を入手して、それぞれ考えていかなければいけないなというふうに考えておるところでございますので、御理解いただければと思

います。

よろしく願いいたします。

○議長（園田 一博君） 田中辰夫君。

○4番（田中 辰夫君） 県県て言いますけどね、やっぱ県の意向ばっか考えとったっちゃ、やっぱ結局一番困るとはその事業者の皆さんであって、それには、プラス上天草市民も困ってくるとですよ。だけん、もうちょっと市の単独でどがんかできるか、できんかばですよ。県の考えというか、そっちの方ばかり気にしとらんで、いつも一緒ばってん、さっきの10万円のお金のことで一緒ですけど、よその市には負けるなとか、やっぱりなるだけ早くして欲しかていうのは、いつもの言われることであるじゃなかですか。だけん、あんまり県の意向を聞くとか、そういうことばかり言わんでですよ。現に、上天草市の基幹産業であるわけでしょう。結局、観光業あたりには、そういう動きばしたじゃないですか。だから、もう少し、そこは、私は市独自の考え方を出示してもらいたかて思うとですよ。だけん、質問もしとっとですよ。お願いします。

○議長（園田 一博君） 経済振興部長。

○経済振興部長（井手口 隆光君） 県のお話をしたのは、県管理している港湾のほうが水深が深くてですね、どうしてもそちらに持っていく可能性が大きいなと思ったところで発言をさせていただきました。また、市が県の港湾においておられる場合の係船料の減免につきましては、市のほうで負担ができるか、どの範囲までできるかは、今後ちょっと検討しなければいけないなというふうに思っておりますので、前向きにちょっと捉えさせていただければというふうに思っております。

○議長（園田 一博君） 田中辰夫君。

○4番（田中 辰夫君） 部長が言われるとはわかるですよ。前向きていうとは、前向きていう、それ後ろ向きになれば大変だけんな、前向きで考えて当たり前ですけども、なんさんやっぱ早目早目のですね。して欲しかですたいね。やっぱそうせんと、船の場合、もう2か月、3カ月もう今とめられて、もともとの傭船料は下げられて、これ停船ば下げたら、また6割しか来ないとか、場合によっては、もう打ち切られた船もあるわけですよ。で、係船料だけは払わなんですよ。場合によっては、船員をやっぱ一回切れば、船員が帰ってこないということも考えられますんで、なかなか雇用をそのままするためにはですね。やっぱりその船員の給料、もちろん払わなければいけない。非常に厳しい環境に今からますますなっていくんですよ。そういう中に、やっぱ迅速に行っていただかないと、やっぱりこの皆さん前がやっぱこういうことをしてるので頑張ろうとかいう気持ちになるわけですよ。みんな。だけん、やっぱりもう少し迅速に、前向きに考えていただくとは、それは大事なことなんですけど、早急に考えていただきたいと思います。すいません。この点について、市長のお考えをお願いいたします。

○議長（園田 一博君） 市長。

○市長（堀江 隆臣君） 迅速にやりたいと思ってるからこそですね、係船料の免除は、もう1

カ月以上前に決めておりますので、そこは御理解いただきたいというふうに思います。

そして、内航海運に対する影響は、かなりここに来て大きくなってきているのは、私も承知をしています。この前も、金融機関のほうの関係の方々ともちょっとお話を聞きましたし、今のセーフティーネットの申し込みの内容を聞いても、全業種とは言いませんけども、荷物の種類によっては影響が出ておると。で、船が泊まってる分については、チャーター料も6割程度になっているということで、物流ということなので、今後、どのくらい影響が出て来るかというの、ちょっとある程度やっぱり想定していく必要があるのかなと思ってます。

ただ、やっぱり内航海運という業界は、かなりいわゆる固定経費が高い事業なので、我々の行政レベルの給付では、もう全く経営の支援というか、そこにはつながらないので、この業界に対しては、やっぱりこの業界ならではのいうか、やっぱりちょっと違った支援の方法を考えていかざるを得んのかなとは思っております。

先ほど、田中議員がずっとおっしゃっておられるように、船が泊まった場合の係船については、もう市内の港湾施設については免除を決定してます。熊本県の、いわゆる三角港ですね。三角港については、避難港としては、ほぼ上天草市の船舶が利用されるので、ここについては、それぞれの組合の理事長の皆さん方が要望に行かれたということだったんですが、恐らく熊本県は免除のほうにはならないんじゃないかと思ってます。ここについては、上天草市として助成をしたいというふうに考えております。これについては、早急に制度をつくって、組合のほうに通達、もう連絡を行っていきたいというふうに思います。で、12月まで、もう早くも6月から12月まで予約が入って、もうそこで休むという、いわゆる海運の会社もありますし、今後の影響次第では、いわゆる運転資金の対しての利子補給の延長であるとか、あるいは、その雇用調整助成金を利用できないとか。やっぱそちらのほうの支援を含めて考えていきたいというふうに考えております。

○議長（園田 一博君） 田中辰夫君。

○4番（田中 辰夫君） はい、ありがとうございます。市長の言葉を聞いて、ちょっと私も安心をいたしました。この前、ちょっと海運組合の理事さんとちょっとお話ししたんですけど、船の場合は、やっぱその遅れた分で持続化給付金のほうも、まだ来月ぐらいにならんと、この本当に50%下がったとか、30%下がったというのが見えてこない業者が多いということをお聞きいたしました。だけん、今の時点でも、なかなかそれがないもんだから、出ないと。だから、来月ぐらいになると、その差が出てくるから出せるんじゃないかなんかということは、お伺いいたしました。まだ来月までは期限があると思いますので、そういう形でしてくださいということはお話をしてきましたけども、何かの形でそういう市が情報的なものは、どうぞ組合の方々にもお知らせいただければと思います。

最後になります、よくですね、もう私も議員になる前から、なつてからもですけど、この上天草市の船の固定資産税は高つかもんなて言うてから、そして、三角に入ったりとか、よその下関に入ったりとかという形で納めていらっしゃる業者さんが、事業所さんがあつてですけど、

私は基本的に税金が高か安かがあつてよかかなて思う部分があるんですけど、まあ、調べてみると、どうしても主たる、これは、主たる港に払えばよかごてなるとですよ。船籍港が上天草市だけ、上天草市に納めるもんじゃなかつですよ。主たる港となっておりますので、そして、この原資となる金額が、これが自己申告なんですよ。税率は一緒ですよ。1.4%、1.4だけ一緒ですよ。だけど、この原資となる金額が、要するに、自己申告なんで、なら、7億でできたという船が、実際、7億で申請してあるのか。それは、全国それで本当はするんであれば全国そうしないとおかしな話で、高い安いって話、なぜ出るのかなということ、私は不思議に思うんですよ。これも前回のときも質問しておりましたけれども、今のこの問題について、市の見解をお伺いいたします。

○議長（園田 一博君） 市民生活部長。

○市民生活部長（水野 博之君） お答えいたします。

本市においては、地方税法等に基づき、事業者から申告された課税標準額に対しまして、議員おっしゃられましたとおり、1.4%の標準税率を乗じて償却資産の固定資産税額を算出しております。中でも、申告された船舶の大部分を占める自力航行可能な内航船舶及びそれに付随する器材や工事機等については、さらに課税標準の特例に基づき、2分の1を乗じて課税を行っているところです。課税については、法令で規定されているため、独自の税制上の優遇措置等がなされない限りは、自治体によって税額に違いはないと考えております。なお、近隣の自治体、これは、宇城市、八代市、天草市ですが、それぞれに確認をしたところ、独自の税制上の優遇措置は設けてないとの回答をいただいているところです。

以上です。

○議長（園田 一博君） 田中辰夫君。

○4番（田中 辰夫君） この上天草市になる前の町の時代はですね。私も松島町の時にちょっと調べたことが前あつたんですけど、これはちょっと話にならんような計算方式でした。と私は覚えております。その当時、やっぱり阿村というか、船関係の税収は結構松島町あがつる時代であつて、なんさん安くするためか何か、何か変、何か私が調べた記憶じゃ、ちょっとなんか理論上成り立たないような計算方式だったような感じがするんですけど、上天草市になってからは、ちゃんとやってるんだらうと。そういう昔の名残でですね、やっぱ高つか高つかと言われるのが少しあるのかなと。現実あるとしても、そんな大きな差じゃないんじゃないかなと。あくまでも自己申告ですから、ここの金額が違えば全然違ってくる話です。これは。しかし、減価償却されていきますんで、どっちが得なのかなという部分も出てくる事業所もあるんじゃないかなて思うんですが、どっちにしろですよ。もったいない話じゃないですか。ね。地元の船がよそに納めるのは、もったいない話じゃないですか。市としては、そういう形でやって、私はそうそれでいいと思います。だから、だったらですよ。納めていらっやらない事業所にやっぱ出向いてですよ。やっぱり上天草市もこういう厳しい状況であるとお話をして、やっぱ挨拶まわりして、どうか上天草市に納めていただけないですかって言うしかできないじゃない

ですか。やっぱそこ言われるとおりに、あるいはいろんな自治体はいろんな自治体の事情によってされてるんだろうと思います。よそのことを何のかんの言うよりは、もうあって、挨拶行って貰ってくればよかじやなかですか。ですね。こういう事情ですから、ね、厳しい環境であるからこそ、やっぱ納めていただいているじゃない事業所が、上天草市の事業所があるのであれば、やっぱ出向いてお願いするしかないんじゃないかなと私は思うんです。職員の方々大変かと思いますが、全然もったいない話じやなかですか。入ってきそうな金がよそにいったるわけですから。ですね。そういうとこの努力をして少しでもやっぱそういう形で、私はしてもらいたいと思うんですが、部長、どうですか。

○議長（園田 一博君） 市民生活部長。

○市民生活部長（水野 博之君） お答えいたします。

固定資産税の償却資産に係る申告制度については、船舶事業者に対し、理解を求めていく必要があると考えております。今、議員おっしゃられましたとおりに、熊本県海運組合全日本内航船主海運組合など、関係機関に説明をさせていただく機会を設けて、申告制度等の説明会を設けさせていただきまして、改めて、本市への納税について、理解を求めていければと考えております。

○議長（園田 一博君） 田中辰夫君。

○4番（田中 辰夫君） よろしく願いいたします。

最後で、もう時間ありませんが、このうちの条例の中に、うちの海運業に対する設備投資資金利子補給補助金というものがあつとですよね。条例の中に、条例がですね、条例があつてその中に補助金があつて、これこんなものがあつとですから、今、特に、ほらここ何年間か新造船ができております。やっぱこういうのを利用されていらっしゃる事業所もほとんどあるのか知らんですけど、やっぱこういうあるやつは、事業所の皆さん方も知っていらっしゃる人は知っていらっしゃるかもしれませんが、市としては、こういうものがあつとですよと。組合さん、組合にもいいですね、やっぱ知つとられると思いますが、やっぱ情報というのは流して、なるだけこういう時勢でもありますし、今でも船をつくっていただく事業所もございますので、こういうのを活用していただいて、少しでも活性化というか、なればなと私は思いますので、そういう挨拶でまわられるときは、こういうことも含めて、市の情報として行っていただければと思いますが、いかがですか。

○議長（園田 一博君） 市民生活部長。経済振興部長。

○経済振興部長（井手口 隆光君） 御意見ありがとうございます。その御意見を糧にちょっと頑張っていきたいなと思います。よろしく願いします。

○議長（園田 一博君） 田中辰夫君。

○4番（田中 辰夫君） 最後になりました。もう何回も最後になりましたて言いましたね、すいません。ちなみに、前回、質問したときに、前、元市長が海運業の上天草市では140億円の売り上げがありますということを書いていらっしゃる。上天草市は、こういうことから見ても、大きな産業であると。海運業は、大きな産業であるということ再認識していただいて、

頑張っていたきたいと思います。

これで、4番、田中辰夫終わります。ありがとうございました。

○議長（園田 一博君） 以上で、4番、田中辰夫君の一般質問は終わりました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、6月17日午前中10時から行います。

本日は、これで散会します。お疲れさまでした。

散会 午後12時18分